

入院時に窓口で支払う医療費を軽減

ご存知ですか？「限度額適用認定証」

国保に加入の

70歳未満の方が対象

入院時は医療費が高額になり、通常の負担割合では1か月の支払が10万円単位になることが珍しくありません。

ですが、事前に手続きをすることで、病院への支払いを自己負担限度額以内(別表)にすることができま

す。*この制度を利用せず、自己負担限度額以上の医療費を病院に支払った場合は、後日市役所へ限度額と支払額の差額を請求していただくこととなります。

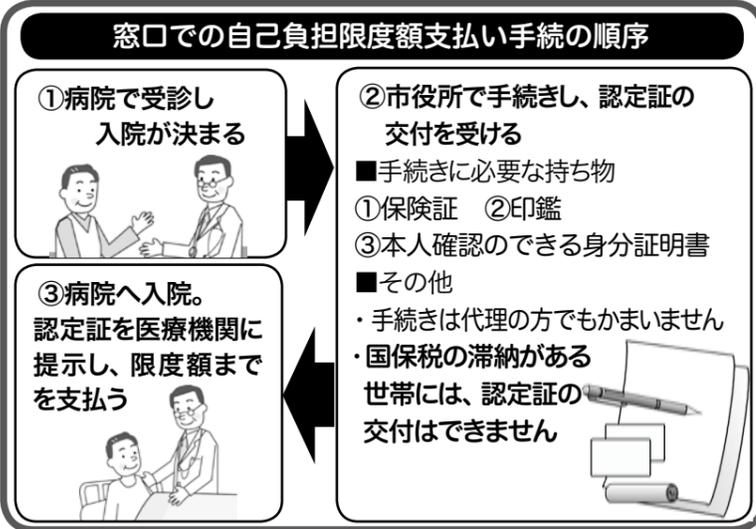
更新手続き

現在「限度額適用認定証」をお持ちの方は、有効期限が7月末までとなっています。8月以降も引き続き認定証が必要な方は、忘れずに更新の手続きをお願いします。

認定証の交付は随時可能入院前に手続きを

この制度を利用するには、まず市役所の国保窓口へ申請し「限度額適用認定証」の交付を受けていただきます。こ

現在の認定証の有効期限は7月末。必要な方は更新を



(別表) 1か月の自己負担限度額

住民税課税世帯	住民税課税世帯(一般)	住民税課税世帯(上位)※
35,400円	80,100円 + (医療費総額 - 267千円) × 1%	150,000円 + (医療費総額 - 500千円) × 1%

※ 国税基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯

後期高齢者医療制度

更新分の保険証は8月1日から

新しい保険証を郵送します

今年の8月1日からご使用いただく後期高齢者医療制度の保険証を、7月26日以降に、住民票に記載された住所に「転送不要」扱いで郵送します。

新しい保険証はカード型で、色は黄色から桃色に変わります。有効期限は平成23年7月31日までです。

新しい保険証がお手元に届きましたら、住所・氏名などの記載内容に誤りがないかご



8月1日からの新しい保険証(桃色)

医療費の自己負担割合

負担割合が「3割」となる方

- ◇平成22年度の住民税課税所得が145万円以上の被保険者の方と、その方と同一世帯の被保険者の方

負担割合が「1割」となる方

- ◇被保険者全員の平成22年度の市町村民税課税所得が145万円未満の方
- ◇平成22年度の住民税課税所得が145万円以上で下記に該当し、「基準収入額の適用申請」をして認定された方
 - ・被保険者複数世帯で被保険者の方の収入合計額が520万円未満の方
 - ・被保険者1名世帯で、自身の収入額が383万円未満の方
 - ・被保険者1名世帯で自身の収入額が383万円以上だが、同一世帯の70歳から74歳の方の収入を含めた収入合計額が520万円未満の方

確認ください。なお、古い保険証は、間違いを避けるため、必ずご自身で裁断するなどして破棄してください。

自己負担割合について

保険証を更新する際、平成22年8月1日から平成23年7月31日までの医療費の自己負担割合を、平成21年

中の収入などに基づき、左表のとおり判定します。

※8月1日以降で、判定に係る所得額や世帯判定対象者の構成に変更があった場合には、随時、一部負担金の割合を判定し直します。一部負担金の割合に変更が生じた場合は、保険証の有効

下水道排水設備工事責任技術者講習等のお知らせ

【お問い合わせ・お申し込み】上下水道課 下水道係 ☎62-3111 内線295

平成22年度の下水道排水設備工事責任技術者講習および試験が次のとおり行われます。

- 受験講習 ・期日 9月14日(火) ・会場 サンパルテ山王(長野市)
- 試験 ・期日 10月23日(土) ・会場 サンパルテ山王(長野市)
- 申込期間 7月26日(月)～8月6日(金)(土日を除く)(午前9時～午後5時)

責任技術者登録の県内統一実施制度が導入されます

これまで市町村ごとにおこなっていた「責任技術者登録業務」を、平成22年12月1日から長野県下水道公社が受託し県内統一にて実施することになりました。従って、12月1日以降は下水道公社において責任技術者登録(新規・更新)の受付・登録事務がおこなわれます。なお、現在お持ちの責任技術者証は期限まで有効です。次回更新の際には下水道公社で手続きをしていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

【お問い合わせ】市民環境課 生活環境係 ☎62-3111 内線191 192

使用済の炭はもえないごみの日に

夏場を迎え、バーベキューなどで炭を行う機会が増えると思います。

使った炭をごみで出すときは、きちんと消火を確認し、炭だけでまとめて丈夫な袋に入れ、「炭」と書いて記名をし、「もえないごみの日」に出してください。(灰と同じ出し方です。)



期限内であっても、新しい保険証を交付します。その際は、古い保険証は絶対に使用しないで、市民環境課に返還してください。

『限度額適用・標準負担額減額認定証』を更新します

既に有効期限が平成22年7月31日までの後期高齢者医療制度減額認定証をお持ちの方で、引き続き減額認定証の交付対象となる方(住民税非課税世帯の方)に、7月下旬に、新しい減額認定証を送付します。

新しい減額認定証がお手元に届きましたら、保険証同様に住所や氏名などの内容を確認のうえ、古い減額認定証は間違いを避けるため必ずご自身で裁断するなどして破棄してください。

なお、次の場合は「減額認定申請書」の提出手続きが必要になりますので、市民環境課で申請をお願いします。

- ①「適用区分II」に該当する方のうち、過去1年間の入院日数が91日以上となる『長期入院該当』認定を受けようとする方
- ②減額認定証の交付を受け

保険料普通徴収となる方に納入通知書をお送りしました

後期高齢者医療制度の保険料の納め方には、あらかじめ年金から差し引かれる「特別徴収」と、納入通知書によりご自分で金融機関にお支払い、もしくは口座振替でお支払いいただく「普通徴収」があります。

4月からの「特別徴収」とならなかった方で保険料が決定した方に、「平成22年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」と併せて「後期高齢者医療保険料納入通知書」をお送りしました。現金でお支払いとなる方は、納入通知書に記載されております金融機関で納入をお願いします。

平成22・23年度 後期高齢者医療保険料率

- ▽均等割額 3万6225円
- ▽所得割率 6.89パーセント